

自然エネルギー発電促進法案（野党案）と政府案の比較

	野党案	政府案
1、法案の名称	自然エネルギー発電促進法案	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案
2、目的規定	自然エネルギー発電を促進するための措置を講ずることにより、枯渇しないエネルギー資源の有効な利用及び温室効果ガスの排出の抑制による地球温暖化の防止を図り、もってエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及び環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に資することを目的とする。	内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する必要な措置を講ずることとし、もって環境の保全に寄与し、及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
3、自然エネルギー発電の定義	自然現象又は生物体由来する枯渇しないエネルギー資源による発電とし、廃プラスチック発電等を除外している。	廃プラスチック発電等の廃棄物発電も、政令で定めれば含めることができる。これにより、日本のCO2排出を2パーセントも増やしてしまう。
4、供給目標の設定	政府が定める供給目標は、自然エネルギー発電の種類ごとに定めて電力事業者に割当することにより、価格の高い太陽光発電なども除外されることがない。	エネルギーの種類を分けず一括で割当を設定するため、安価で大規模な廃プラスチックなどの廃棄物発電が大部分を占め、風力・太陽光・バイオマス・中小水力など本来の自然エネルギー発電は大打撃を受ける。
5、情報公開	供給目標、供給計画、買取り約款、技術上の指針等、重要な事項については情報開示の規定を設けている。	情報開示の規定がない。
6、買取りの仕組み	電気事業者は、自然エネルギー発電の種類ごとに買取り条件について買取り約款を定め、いわゆる「回避可能原価」を下廻らない額で買取る。 国は、自然エネルギー発電を行う者の電気の売渡しについて補助を行うことができることとし、その単価はいわゆる「セカンドプライス・オークション方式」で定める。（別図参照） 発電事業者の収入は、 + となる。	RPS方式という謳い文句にも関わらず、「証書取り引き」や価格決定についての規定がなく、官僚に統制された闇市場となってしまふ。 基準利用量の肩代わり仕組みも不明確であり、肩代わりの場合における価格決定の規定もない。
7、設備費等の補助	国は、自然エネルギー発電の設備費、及びいわゆる「系統連結」等に要する費用について、予算の範囲内において必要な補助を行うことができる。	補助の規定はない。
8、財源	「6、電気の売渡しについての補助」「7、設備費等の補助」に係る財源は、電源開発促進対策特別会計法を改正して電源開発促進税をもって財源とする。	電気事業者の買取りに係る財源は、廃プラスチック発電に係るものも含め、原則として電気料金に含まれることとなる。

本資料は4月23日の野党4党共同記者会見で配布されたものです。